

第5章 公的扶助

1.生活保護制度

公的扶助の中核的制度である。現行生活保護法(昭和 25 年 5 月に制定)は、憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

法の基本的原理として国民が等しく理解し、遵守しなければならない 3 つの原理が定められています。

「最低生活の原理」は、この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものと規定されており、千差万別である国民の生活に即応するため、年齢、世帯人員、地域等によってきめ細かな基準を国が定めています。

「無差別平等の原理」は、すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、生活困窮に陥った原因に関係なく、この法律による保護を無差別平等に受けることができるというものです。

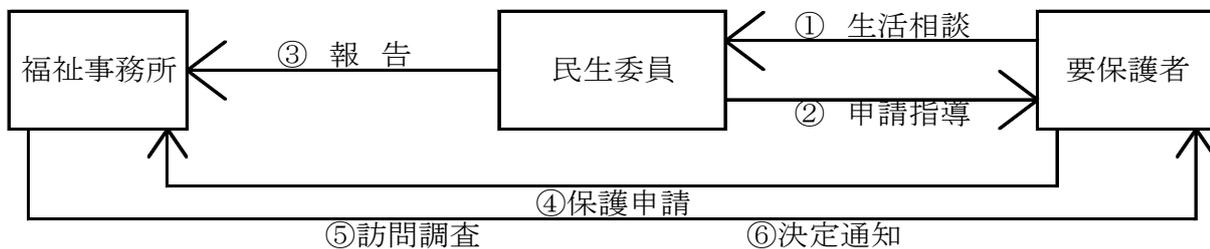
最後に、「補足性の原理」は、各自が資産、能力、扶養等のあらゆるものを活用してもなお最低生活が営めないときのみ保護されるであり、この法の根幹をなしています。資産活用の例としては、最低生活の維持のために活用されていない動産、不動産は売却して生活費に充てていただきます。

能力の活用としては、現実には働く能力があり、身勝手なことさえ言わなければ適当な職場があるのに、どうしても働こうとしない方は保護を受けることができませんし、他の公的貸付制度などの貸付を受ければ、生活を営むことができる場合には、まず、その貸付を受けて、自分の力で生活が維持できるよう努力することが必要です。

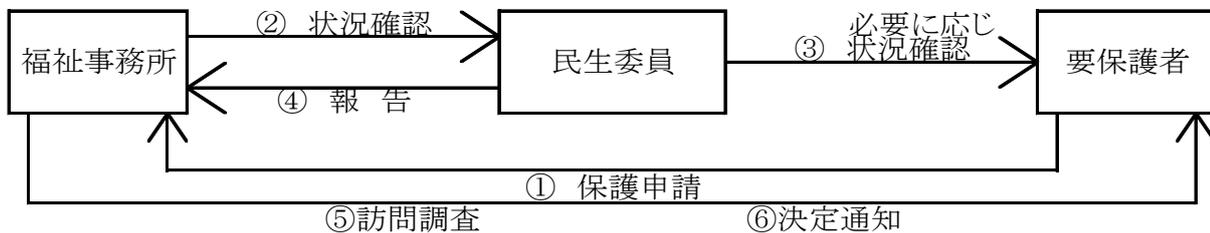
また、この制度は、民法に規定されている扶養義務の履行を保護に優先させることとしています。この援助を受けてもなおかつ生活に困る場合に、はじめて保護が行われるということになっています。

図 5. 生活保護の申請事例

ア 民生委員に相談する例



イ 福祉事務所へ申請する例



ウ 急迫した状況の場合



2.生活保護の動向

被保護世帯及び人員等の動向は社会情勢や経済状況等の影響を受け、特に、経済の好不況や雇用情勢により大きく変動します。国の経済の発展とともに被保護世帯数は全国的には大幅に減少していましたが、平成 20 年以降世界的な経済情勢の悪化により、派遣切りなど全国的に離職者が増加し、生活保護申請者も急増しました。

国の生活保護受給者は、平成 27 年 3 月末で 217 万人(前年同期比 0.2%増)、保護率は 17.1%(千分率)と前年同期からはほぼ変動なく推移しています。

大町市の保護動向をみると昭和 50 年度には保護率 9.9%であったものが年々減少し、平成 9 年度には 2.5%となりました。その後増加傾向に転じ、平成 18 年度以降 4%台を推移していましたが、平成 22 年 3 月以降急上昇し、平成 27 年 3 月の被保護世帯数は 156 世帯、被保護人員は 188 人となっています。保護率は 6.6%で、県下 28 福祉事務所中 4 番目に高い状況となっています。

当市では若年中年層の離職を直接の原因とする保護申請は少ないものの、傷病者、障がい者、高齢者雇用の厳しさを反映した生活相談は多く、社会構造の変化に伴う核家族化・家族関係の希薄化が進み、家族からの経済的な支援が得られないという状況が見られるようになっていきます。

7 月現在の被保護世帯状況は、単身世帯が 129 世帯(87.8%)を占めています。また、働いている者のいない世帯が 126 世帯(85.7%)となっています。

類型別では、高齢者世帯が 78 世帯(53.0%)、傷病障がい者世帯が 44 世帯(29.9%)、母子世帯が 2 世帯(1.4%)、その他世帯が 23 世帯(15.6%)でした。

有効求人倍率が昨年度に比べ回復傾向にあります。就労が可能なその他世帯は昨年度並みに推移しており、就労が可能な者への就労支援による自立促進が重要な課題となっています。

表 8.扶助別世帯・人員・保護率の状況(各年度 4 月の状況)

年度	実数		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		出産扶助		生業扶助		葬祭扶助		保護率(%)
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	
22	125	152	104	130	80	103	4	5	20	20	107	123	0	0	1	2	0	0	4.9
23	145	184	121	160	96	131	7	10	23	23	122	144	0	0	2	2	0	0	6.0
24	149	192	118	159	96	132	7	11	29	29	121	143	0	0	3	3	0	0	6.5
25	147	186	115	148	92	122	5	7	26	26	130	152	0	0	3	4	0	0	6.5
26	149	189	122	158	98	130	4	7	28	28	131	158	0	0	4	5	0	0	6.7

表 9.類型別世帯数(各年度 4 月の状況)

年度区分	総数	世帯の状況			
		高齢者世帯	傷病障害者世帯	母子世帯	その他
22	125 (103)	61 (56)	49 (42)	2 (1)	13 (4)
23	145 (119)	68 (63)	56 (49)	3 (2)	18 (5)
24	148 (124)	73 (67)	53 (43)	2 (2)	20 (12)
25	147 (126)	71 (67)	48 (40)	6 (6)	22 (13)
26	149 (120)	74 (70)	47 (37)	4 (1)	24 (12)

注()内は、働いている者が全くない世帯を再掲した数。

表 10.生活保護費扶助別支出状況

(単位：千円)

年度区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他の扶助	施設事務費	総額
21	74,322	13,922	258	6,627	90,617	1,273	66,637	253,656
22	85,564	16,958	1,155	7,333	104,585	569	71,137	287,301
23	89,827	19,313	1,419	10,555	131,470	1,271	66,765	320,620
24	89,806	20,740	1,011	12,001	128,488	1,527	64,704	318,277
25	85,324	19,635	691	9,358	129,710	1,793	66,309	312,820
26	88,786	20,792	889	8,223	136,479	2,059	70,272	327,503

3.生活保護施設

生活保護法に基づく保護施設として、救護施設、更正施設、授産施設等があり、大町市には救護施設が設置されています。

(1) 救護施設

救護施設は、身体上、または精神上著しい障がいがあるため自立して日常生活が営めない要保護者を入所させ生活扶助を行うことを目的とする施設であり、大町市には「れんげ荘」(定員 80 名)があります。当市からの救護施設への入所状況は別表のとおりです。

表 11.救護施設入所者の状況(各年度 4 月 1 日現在)

(単位 人)

施設名 \ 年度	22	23	24	25	26
れんげ荘(大町市)	14	14	15	16	15
共和寮(長野市)	1	1	1	0	0
旭寮(長野市)	1	1	1	1	1
計	16	16	17	17	16

